

1 管理者による研修の修了、未修了あるいは中断の基準等を示
2 すことにより、その判断が適切に行われ、全国で臨床研修修
3 了者の水準の確保が図られることを目的とするものである。

4
5 なお、臨床研修を行う大学病院においては、臨床研修の機
6 会を提供するに当たって厚生労働大臣の指定を受けることを
7 要しないが、全国で一定以上の臨床研修の水準を確保するため
8 には、大学病院においても、本提言に示す基準に則って評価、
9 修了、未修了及び中断の判断を行うことが必要である。

13 2. 修了の評価・認定についての基本的な考え方

14
15 ~~評価に当たっては、各臨床研修病院の、臨床研修協力施設~~
16 ~~は~~指定審査の際には、臨床研修協力施設を含む研修プログラムや
17 指導体制等が、医師としての人格をかん養し、幅広く医師と
18 して必要な診療能力を身につけることができる内容であり、
19 指定基準を満たしているということが既に確認されている。
20 ~~ため、原則として、~~

21 従って、評価・認定に当たっては、各研修医があらかじめ定められた
22 臨床研修一定以上の期間、研修プログラムに則った研修を行い、
23 臨床研修の到達目標が達成されていれば臨床研修を修了した
24 と判断することが適当である。

25 研修医の評価を行う際には、各分野における評価について
26 は担当指導医等が、研修期間を通じた評価についてはプログラ
27 ム責任者が行い、最終的な評価を研修管理委員会が行う。
28 そして、研修管理委員会の評価に基づいて、管理者が臨床研
29 修の修了を認定することとなっている。臨床研修を実施して